

千葉市公告第 2 9 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 5 条の 2 第 2 項の規定により、次の土地の所有者が建築協定に加わることになったので、同法第 7 5 条の 2 第 4 項において準用する同法第 7 3 条第 2 項の規定により公告します。

なお、その関係図書は、都市局建築部建築指導課に備えて一般の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 3 0 日

千葉市長 神 谷 俊 一

- 1 建築協定区域の一部となった土地の地名地番
千葉市中央区東千葉 2 丁目 2 8 5 番地 9 6
- 2 建築協定名称
東千葉住宅地睦自治会地区建築協定
- 3 加わることとなった日
令和 5 年 3 月 2 7 日